

課題説明シート

タイトル	特定個人情報保護評価の再実施について	
課題を抱える事業等の概要	番号制度の導入に対して個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者である本市が特定個人情報保護評価を実施し、住民に対し、特定個人情報に関して適切な措置を行っていることを宣言しています。	
課題の概要	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に基づき、特定個人情報保護評価書を公表した日から 5 年を経過する前もしくは特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとする場合等に、再び特定個人情報保護評価を実施する必要があります。 令和 7 年度に自治体システムの標準化に伴う変更等、多くの評価書で重要な変更があることから、今年度に再実施を行います。	
課題解決の手段・道筋	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、パブリックコメント及び岡崎市情報公開・個人情報保護委員会による第三者点検を行います。	
課題解決にあたっての留意事項等	特定個人情報保護評価は、しきい値判断の結果により作成する評価書が異なり、全項目評価書がパブリックコメント等の対象です。	
担当部署	財務部市民税課市民税 3 係 Tel：0564-23- 7223 市民安全部市民課システム管理係 Tel：0564-23-6141 保健部ワクチン接種推進室 Tel：0564-23-6714	
参考情報 (関連HPや計画等)	名称	URL
	特定個人情報保護評価書	https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1302/1344/p019092.html
	個人情報保護委員会	https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/